

グループホーム 楽生縁 料金表

- (1) 家賃 : 1ヶ月あたり 30,000円(30日) / 日額 1,000円
 (2) 食費 : 1ヶ月あたり 33,000円(30日) / 日額 1,100円
 (3) 光熱水費 : 1ヶ月あたり 10,000円(30日) / 日額 333円

※ 月の途中の入退去に関しては日割り計算となります。

- (4) オムツ代 : ご要望・身体状況に応じて提供いたします。また、種類に応じて実費精算となります。

- (5) 保証金 : 100,000円(定期預金証書)

※ 月々の家賃・光熱水費・食材費が支払われない場合、退居時における居室の現状回復の費用に該当しない場合には全額返却します。

入居者の要支援・要介護に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額(1割負担)と、家賃及び食費、光熱水費に係る自己負担額の合計をお支払いいただきます。サービスの利用料金は、要支援・要介護度に応じた下記の料金表のとおりとなります。また、介護保険給付以外については、ご入居者の全額負担となります。

- (1) 施設サービス単位表(法定給付サービス分)

	1日あたりの料金		利用者負担 1ヶ月(30日)
	サービス費(10割)	利用者負担金(1割)	
要支援2	7,430円	743円	22,290円
要介護1	7,470円	747円	22,410円
要介護2	7,820円	782円	23,460円
要介護3	8,060円	806円	24,180円
要介護4	8,220円	822円	24,660円
要介護5	8,380円	838円	25,140円

※ 初期加算 ・ その他加算は含まれていません。

※ なお、金額の計算については、加算の有無などにより単位数を合計して計算するので、実際の請求額とは端数などに若干差異がでます。

- (2) 加算について

次の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
初回加算	入居後30日間に限り算定する1日	300円	30円

	当たりの加算料金です。		
医療連携体制加算	日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとられる等の体制を整備している場合に算定できる加算です。	390 円	39 円
退居時相談援助加算	入居者 1 人につき 1 回を限度として、退居時に市町村及び居宅介護支援事業所及び包括支援センターに対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。	4,000 円	400 円
看取り介護加算 (死亡日以前 4 日以上 30 日以下)	医師、看護師、介護職員等が共同して入居者・ご家族の求めに応じ同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。 ※ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。	800 円	80 円
看取り介護加算 (死亡日の前日及び前々日)		6800 円	680 円
看取り介護加算 (死亡日)		12,800 円	1,280 円
夜間ケア加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。	500 円	50 円
夜間ケア加算 (Ⅱ)		250 円	25 円
認知症ケア加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。	30 円	3 円
認知症ケア加算 (Ⅱ)		40 円	4 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師により、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急で入居することが適当と判断された入居者に対し、当該生活介護を行った場合に算定する加算料金です。	2,000 円	200 円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。	1,200 円	120 円
サービス提供体制強	当該加算の体制・人材要件を満たす	120 円	12 円

化加算Ⅰ	場合に算定する1日当たりの加算料 金です。 ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定 します。		
サービス提供体制強 化加算Ⅱ		60円	6円
サービス提供体制強 化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員処遇改善加 算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合の 1月当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定 します。 ※当該加算は、区分至急限度額の算 定対象からは除かれます。	介護報酬総 単位数× 104/100	左記額の1 割
介護職員処遇改善加 算Ⅱ		76/100	
介護職員処遇改善加 算Ⅲ		42/100	

※ 要支援2の方については、退居時相談援助加算・看取り介護加算は算定されません。